

倉敷市老人福祉施設整備計画（令和８年度水害対策強化整備分）募集要領

令和７年６月２３日

倉敷市保健福祉局

１ 趣旨

高齢者施設等の施設整備に対して、適正かつ公正な審査を経て、施設整備等に要する費用の一部を助成することにより、水害対策の強化を図る。

２ 募集対象施設等

（１） 定員２９人以下の地域密着型・小規模施設等

対象施設（※１）	補助率	補助上限・下限額
① 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（特養に限る※２）	定額	補助上限：１，５４０万円 補助下限：総事業費８０万円
②小規模ケアハウス		
③小規模介護老人保健施設		
④小規模介護医療院		
⑤認知症対応型通所介護事業所		補助上限：７７３万円 補助下限：総事業費８０万円
⑥認知症高齢者グループホーム		
⑦小規模多機能型居宅介護事業所		
⑧看護小規模多機能型居宅介護事業所		
⑨定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		
⑩地域包括支援センター		

（２） 定員３０人以上の大規模施設等

対象施設（※１）	補助率	補助上限・下限額
① 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（特養に限る※２）	３／４	補助上限：なし 補助下限：総事業費８０万円
②軽費老人ホーム（ケアハウス・Ａ型・Ｂ型）		
③介護老人保健施設		
④介護医療院		

- ※1 原則、水害等の発生が懸念される地域にある施設・事業所を対象とし、災害レッドゾーンを優先するとともに、浸水想定区域については、浸水深に応じて優先する。（参考3を参照のこと。）

各種災害リスクの確認は、下記のHPより確認すること。

倉敷市統合型GIS ⇒ <http://www.gis.pref.okayama.jp/kurashiki/Portal>

対象施設に併設する施設が、上記の対象施設でない場合でも補助対象となる場合があるため、保健福祉推進課に確認すること。

- ※2 本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。

3 整備内容

大雨等により、発生し得る災害に備えて、高齢者施設等の利用者の円滑で安全な避難に要する整備。

4 対象経費

整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）

ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

5 整備期間

令和8年度中に整備が完了すること。

6 募集期間・応募方法

（1）募集期間

令和7年6月23日（月）から令和7年8月8日（金）午後5時15分まで

（2）応募方法

所定の応募書類（事業計画書）に必要事項を記入し、募集期間内に持参し、受理されること（郵送は不可とする）。

（3）提出部数等

A4のフラットファイル（色指定なし）に番号入り仕切紙（仕切紙に番号入りのインデ

ックスを付ける。)を挟み、2部提出すること。

なお、提出された事業計画書は、返還しない。

(4) 留意事項

ア 避難時間の短縮や安全な避難先の確保に有効な事業であること。

イ 水害対策強化につながる計画であること。

ウ 次に掲げる場合の事業計画書は、受理しないので注意すること。

(ア) 募集の条件に適合しない場合

(イ) 書類の不備が認められる場合

エ 今回の募集により整備を実施した場合、今後、同一施設について同様の整備目的での応募が原則できないことに注意すること。

(5) 応募・問合せ先

〒710-8565 倉敷市西中新田640

倉敷市保健福祉局保健福祉推進課

電話 086-426-3303

なお、応募書類等は、次のホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/fukushi/welfare/1004016/1016329/1019076.html>

7 応募資格

市内で今回の募集対象施設を現に運営する法人であること。

8 審査方法

施設整備に係る審査・選定は、倉敷市社会福祉施設整備等審査会において行う。

なお、補助協議の対象施設として選定されても国補助が実施されない案件に対する市の単独助成は行わない。また、補助協議の対象施設として選定されたとしても、その時点で当該補助が確定するわけではないことに留意すること。

9 今後のスケジュール（予定）

令和7年10月 事業計画書に対する詳細をヒアリング

12月 倉敷市社会福祉施設整備等審査会において、整備対象となる事業計画を選定

令和8年 1月 選定された事業計画の法人名・代表者名等を公表

10 施設整備の方針

(1) 建物及び設備計画

建物及び設備計画は、建築基準法、消防法、厚生労働省通知、その他の関係法令及び規定に適合するものであること。事前に関係部局と協議し、必要な許認可等を受けることができる計画であること。

(2) 資金計画

既存の事業に影響を与えることなく、工事費、工事事務費、運転資金及び償還財源等を確実に保有し、かつ、事業費高騰等不測の事態に対応できるよう予備費を計上していること。また、整備後においても健全、かつ、安定した事業運営が確認できる計画であること。

(3) 補助金の額

補助金の額は、倉敷市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱により算出された額とする。ただし、補助金の額を確定させるものではない。

(4) 基準価格

工事請負業者(2者)の見積りのうち、低い方の価格を基準価格とする。

(5) 借入金

借入れは、福祉医療機構からの融資、市中銀行と福祉医療機構との協調融資、市中銀行からの単独融資のいずれかとする。ただし、市中銀行からの単独融資は、担保提供が無い場合に限り認める。なお、協調融資による借入れを計画する場合は、福祉医療機構に事前に相談し、借入超過にならない範囲内での借入計画であること。

1 1 複合型施設における申請方法について

本事業は事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象事業所ごとに対象経費の実支出額を求め、事業所ごとに計画書を作成すること。

なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの事業所等の専有面積で按分することにより、事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。

また、共有部分の取扱いについては、「補助対象面積の按分方法について（留意事項）」（様式ファイル参照）の取扱いに準ずること。

1 2 その他

(1) 審査会において補助協議対象施設として選定された場合にあっても、その時点で当該

補助が確定したわけではなく、当該補助に係る予算が倉敷市議会において議決され、かつ、国補助等の内示が得られた場合にのみ補助対象となることに留意すること。

(2) 応募書類の作成に伴う一切の費用は、応募者の負担とする。

(3) 施工業者等の選定は、補助金の内示後に行うこと。

施工業者等の選定にあたっては、倉敷市の契約方法に準拠した入札を行うこと。特に、入札に参加できるのは、倉敷市契約課が公表している「建設工事入札参加資格者名簿」に掲載されている業者に限られるので、業者から見積書を取得する際は留意すること。

なお、工事入札については、設計者は参加できない。

(4) 応募された事業計画は、審査会において、資金計画や設備計画等を総合的に審査し選定されるものであるため、選定された事業計画は当然に遵守されるべきものである。したがって、原則として変更は認められないため、実施可能な計画として検討を行った上で応募すること。

なお、選定以後に計画変更が判明した場合には選定を取り消す場合がある。

(5) この要領で示している対象施設及び補助単価等は、現時点で国（県）が示す整備方針に基づいたものであり、今後、変更や補助対象外となる可能性があることに留意すること。

(6) 国の定める耐用年数に満たずに補助金の交付を受けて取得した財産の処分（事業の廃止等）を行う場合、補助金の返還を要す可能性があることに留意すること。